富山県の通級指導教室の現状と課題

杉瀬　康仁*・川崎　聡大**

The present conditions and the problem of Tukyusidokyositu of Toyama

Yasuhito SUGISE & Akihiro KAWASAKI

要約

本県の通級指導教室は、平成５年に情緒障害教室が３教室設置されたところからスタートし、翌年以降は言語障害教室が順次設置されていったが、その多くは既存の言語障害特殊学級が通級制へ移行した教室であった。ところが、平成１８年の制度改正により学習障害教室の設置が可能となったことから、その後教室数・児童数ともに急増することになった。

本県の通級指導教室の特色として、一人の教師が複数の教室を兼務(巡回指導)するというシステムがある。すべての教室がこれに当てはまる訳ではないが、このことが平成２４年度末で、小学校数１９９校の富山県に、１０４の通級指導教室が設置され、８４１名の子どもたちが個に応じた指導を受けるという結果につながっていると考えられる。

一方、富山市の担当者へのアンケートからは、教室を担当するに当たり、その専門性をもつのに十分な公的研修を保証されていないことや、指導を行うべき教室（場所という意味で）が確保されていなかったり、教材教具を準備するための予算措置がなされていなかったり等、研修や運営に関する不備を指摘する意見が多く集まった。このような状況を考えると、ただ教室数のみを増やすのではなく、指導を受ける子どもたちの教育環境を人的、物的に整えていくことが必要であると考えられる。

キーワード：通級指導
Key words ： special support class

Ⅰ　はじめに

平成５年度に「通級による指導」が制度化されてから約２０年がたち、全国に３３３６の通級指導教室が設置され、６３７２９人の児童が通常学級に籍を置きながら、通級指導教室での個に応じた指導を受けるようになった。この人数を多いと見るかまだまだ少ないと見るかは別として、制度化された平成５年度には１１９６３人であった児童数がこの２０年で約５．５倍に増えている。中でも学習障害及び注意欠陥多動性障害（以下ＬＤ等）が通級指導の対象と認められてからの７年間は、平均すると毎年約４０００人ずつ増加しているという計算になり、ＬＤ等に対する指導へのニーズの高さを示している。（文科省・Ｈ２４通級による指導の調査）

本県においても平成１８年の改正を機に、教室設置数・通級児童数ともに増加の一途をたどっている。一方、それぞれの教室に相応の専門性をもつ教員を配置できているか、研修の機会は十分に確保されているか、施設や教材等の充実は図られているか等の課題も多い。

ここでは、富山市を中心とした県内通級指導教室の実態を、公開されている調査データと富山市の担当者へ実施したアンケートの結果を中心に概観し、その特徴と課題を考察していきたい。

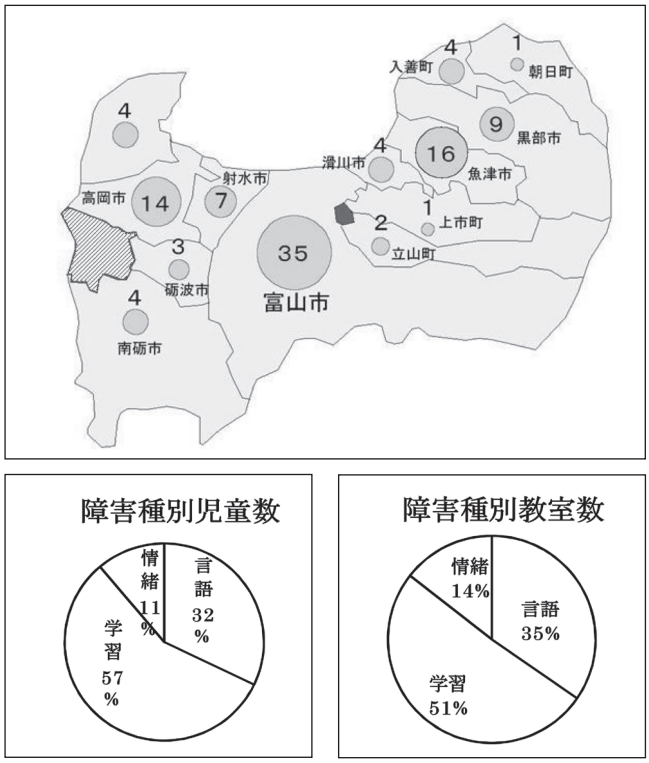
（注　ここでの調査及び考察は、小学校の通級指導教室のみを対象としている。）

Ⅱ　富山県の教室設置状況と市町村別の分布

平成２４年度末の調査結果（富山県学校要覧H24.3）では、県内１３市町に１０４の通級指導教室が設置され、担当教員数５０人、通級児童数は８４１人と報告されている。この時点での未設置町村は２であったが、

* 富山市立萩浦小学校
** 富山大学人間発達科学部

２５年４月、小矢部市に２教室が設置されたことにより、未設置の自治体は舟橋村のみとなった。この舟橋村は、面積・人口ともに小さく、地勢的には同じ上新川郡に所属する立山町・上市町の教室で十分カバーできる位置にあると思われるので、富山県のほぼ全域に教室が設置されたと考えてよい状況になった。（図-1）



（図-1）県内通級指導教室の分布と、障害種別の児童数と教室数

また､富山県内には１９９校の国公立小学校があり、全小学校の２校に１校の割合で通級指導教室が設置されたことになる。このことにより、数字の上では未設置校の児童でも近隣の教室に通える状況ができ上がったと言うことができよう。

しかし設置数の割合は地域差が大きく、設置率の最も高い地域が魚津市で、全１２校に対し１６教室（１３３％）となっており、教室数が学校数を上回っている。それに対し最も少ない地域が上市町で、全７校に対し１教室（１４％）と、魚津市との間に大きな開きがある。これには、魚津市が採用している教員１名が複数の教室を担当するという富山県独特の兼務校のシステム（以下兼務方式と仮称）を上市町が採用していないことも影響しているが、１教室で上市町全域をカバーすることは困難だと思われる。

障害種別の教室数の割合は、言語障害が３２％、学習障害が５１％、情緒障害が１４％となっており、平成１６年度以前には存在しなかった学習障害教室が９年の間に全体の半数以上を占めるまでに増加している。また通級する児童数ではさらに大きく、学習障害が全体の５７％に達している。これは、学習障害教室に対するニーズの大きさの表れではあるが、同時にそれだけ１教室あたりの担当児童が増え、担当者の負担も大きくなることを意味している。それでも、学級に６．３％いると言われる支援を必要としている子どもの数から見れば、まだまだ少ない数字であるので、今後さらに教室数の充実を図っていく必要がある。

Ⅲ　富山市の教室設置数の推移

富山市では、通級指導が制度化された平成５年度に情緒障害教室が３教室（担当者１名）設置されたが、その翌年以降は言語障害特殊学級の通級指導教室への移行が主であった。また､当時の言語障害特殊学級は、それぞれの担当者が１～２校へ巡回指導を行っていたため、この移行に伴い、巡回指導を行っていた学校を兼務校として、それぞれに通級指導教室を新設するという形をとった。そのため、教室数は急増していったが実質的な増加はわずかであった。しかし、このような移行措置は平成８年度までで概ね終了し、９年度以降は言語障害教室の新設が続き、平成１６年度には言語・情緒を合わせて１７教室（兼務校含む）に増えている。

平成１８年度、ＬＤ等が通級指導の対象となり、学習障害教室の設置が可能となるが、富山市ではその前年に、制度に先行する形で学習障害教室が２教室（担当者１名）新設された。それ以降の教室の増加はほとんどが学習障害教室の新設で、２４年度までの８年間に１８教室（情緒障害教室も含む）が新設された。

以上のような経過で通級指導教室は毎年のように増加し、２４年度は３５教室に３０１人の児童が通うようになった。

改めて富山市内の通級指導教室を概観すると、平成２４年度の富山市の教室設置数は３５教室で、これは市内小学校の約５１％にあたり、全国平均（２４年度文科省学校基本調査から算出）の１５．５％を大きく上回っている。また、通級児童数は３０１人で市内全児童数の約１．３％となり、設置校数ほどではないが、これも全国平均の０．９８％を上回る結果となっている。

しかし、担当教員数は１６名と教室数の半数に満たず、担当児童数は一人あたり約１８．８名となり、全

国平均の１１．３名と比べ、教員１名あたりの負担が逆に大きくなっている。このような一見矛盾した数字が出てくる原因となるのが、富山県独特の兼務方式にあると言える。

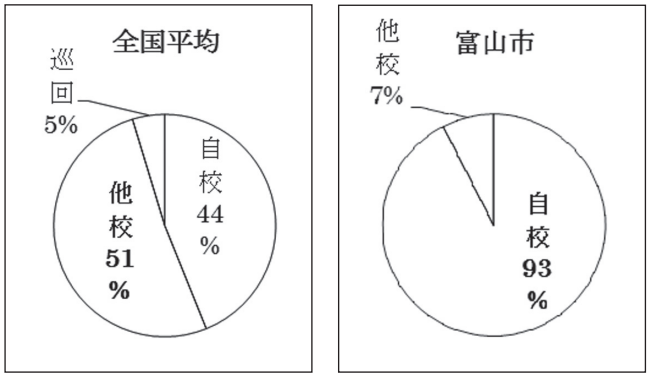
Ⅳ　兼務方式の長所と短所

市内の担当教員へのアンケートの結果、兼務方式をとることの長所として､以下のような事柄が上げられた。

①　自校通級できる子どもが増える。

自校通級と他校通級の割合を調べると、全国平均では自校通級が４４％、巡回指導が５％、他校通級が５１％との調査結果が出ている。これに対し富山市では、全体の９３％が自校通級を行っている。（図- ２）

籍を置く学校内で通級が可能な自校通級と、学校内に教室がないため他校の教室に通わなければならない他校通級とでは、保護者や児童にかかる負担は大きく違ってくる。支援を必要している子どもが、負担なく指導が受けられる状況を作るには、自校通級の割合を高めやすいこの方式が有効と言える。



（図-2）全国平均と富山市の、通級形態別通児童数の比較

②　通級する子どもの日常の様子を知ることができる

たとえ週１・２日程度の勤務であっても、子どもが籍を置く学校へ担当者が出向くので、他校通級ではなかなか知ることのできない、日常の子どもの姿が見えてくることがある。また、その時々の状況に応じた対応がスムーズに行えるという利点もある。

③　担任との連携がとりやすい。

他校通級の場合、担当者と担任が連絡を取り合うのは、どうしても連絡帳や電話に頼る場合が多くなってしまう。兼務方式であれば、担当者と担任が直接顔を合わせて、子どもの状況を確認しながら、相談や打ち合わせをすることができる。

④　他校通級の場合でも、近隣の学校を選べる可能性が高くなる。

兼務方式は担当者が複数校を兼務するので、通級指導教室の絶対数を増やすことにつながり、学校間の距離や交通手段等の問題はあるが、他校通級の子どもにとっても、比較的近隣の学校で通級指導がうけられる状況ができつつある。

一方、短所としては次のような意見が多く上げられた。

①　本務校と兼務校の間に、様々な差がある。

通級指導教室を担当する教員は、兼務する学校の内の１校に籍を置き、そこを本務校と呼び、残りの学校を兼務校と呼んでいる。

当然のことではあるが、本務校には専用の教室が用意され、予算の裏付けはないものの、特別支援学級に準ずる形で備品等の整備がなされている場合が多い。それに対して兼務校は、備品もなく、必要な教材の購入もままならない場合がある。また、専用の教室がなく、物置や理科準備室のような所を使って指導しているケースすらある。

②　兼務している学校の数だけ、教材等の準備が必要になる。

通級指導教室には多様な子どもが通ってくるので、子どもに合わせた教材の準備が必要となり、それらを自作することも多い。兼務校を持つということは、そういった教材を教室ごとに準備するか、必用なものを常に持ち歩くかが必用となり、不便な思いをしている担当者が多い。

③　学校間での児童数のばらつきがあり調整できない。

兼務する各校の勤務日（曜日）は教育委員会から指定されており、学校間でのばらつきがあっても日数や時間を調整することが難しい。通級指導教室では年度途中で児童数が変動する場合も多いので、各校の増減に応じて、柔軟に対応できる体制が望まれる。

そのほかにも、各兼務校ともに担当者がいない曜日が必ずでき、学校行事等への貢献ができなかったり、校内で孤立感を感じたりする担当者も多いようである。しかし、ここに上げた多くが、担当者個人の負担感に基づくものであるため、担当者自身からは声を上げづらく、十分な対策が立てられないままになっている部分も多いと思われる。

４　担当教員の専門性について

担当教員の専門性を考える材料として、経験年数と

研修の有無、通級指導教室の担当となることへの希望の有無を調査した。その結果、経験年数１０年以上は２７％，４～９年は６％、０～３年は６７％であった。また、事前事後に専門的な研修を受けたかについては、受けた３３％、受けていない６７％であり、この数字は経験年数４年以上と３年以内との割合と、ぴたりと一致する。さらに、通級指導教室の担当になることへの希望は、希望した者２７％、特別支援学級を希望していた者２７％、どちらも希望していなかった者４６％であった。この数字を合わせて考えると、経験年数３年以内の担当者のほとんどが、専門的な研修を受けておらず、そのうちの７割弱が通級指導教室も特別支援学級も希望していなかったという状況が見えてくる。富山市内の担当者はすべて、通常学級または支援学級の担任を経験した後に通級指導教室の担当となっている。各学級での担任経験は通級指導を行うに際して、十分に生かし得るものであるし、個人的に研修を積み重ねている担当者も多い。しかし、それを考慮した上でも、４割以上が支援級も通級指導教室も希望せず、事前事後の十分な公的研修を受けられないまま担当者に指名されているという状況は、問題があると言わざるを得ない。

Ⅴ　まとめ

近年の通級指導教室の増加は、通常学級の中で支援を必要としている子どもたちの支援の受け皿として認められてきたことの現れであり、富山県及び富山市においても、これを積極的に増やしていこうとする姿勢が見られるのは、歓迎すべき状況である。また、県内の多くの地域で実施されている兼務方式は、より多くの子どもが自分の通う学校で、また近隣の学校で、負担なく指導を受けられるシステムであり、評価に値するものと考えられる。

しかし、増え続ける通級指導教室に対し、人的物的な配慮はどうなのだろうか。富山市の状況を見る限り、教室設置への熱心さに反し、教室（指導場所としての）確保や備品の整備等に関する配慮が十分とは思えない。またそれ以上に、担当者の育成という視点が欠けていることに危惧を感じる。富山市内には言語障害・情緒障害・学習障害の３種の教室が設置されているが、そこに通う子どもたちは、教室の障害種別を超えた多様な困難を抱えた子どもたちが集まっている。そこで指導を行う教員が､自ら希望したわけでもなく、その上十分な研修も保証されないまま担当者に選ばれているという状況が、少なからず存在しているのは事実である。このような状況下で教室数ばかりを増やしていくのでよいのだろうか。

富山県、富山市ともに、本務校と兼務校を合わせると、全小学校の半数近くに設置されるまでに増加している通級指導教室をより充実させていくためには、まず、現担当者の専門性を高めていくこと、そして今後担当者となっていく人材を計画的に育成していくことが欠かせない課題である。

附記

本稿は平成25年8月に行われた日本特殊教育学会第51回大会の自主シンポジウム「富山県における通級指導教室の取り組み」においての発表を、まとめたものである。

引用・参考文献

富山県教育要覧（２０１２）
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/3000/kj00005421-001-01.html

文部科学省・学校基本調査
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/yotei/index.htm

文部科学省・平成24年度通級による指導実施情況調査
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/__icsFiles/afieldfile/2013/05/14/1334907.pdf